

北区認証保育所運営費等補助要綱

29北教子保第1114号

平成29年4月3日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、北区認証保育所事業実施要綱（平成28年4月1日28北教子保第1604号。以下「実施要綱」という。）に基づき行われる事業を補助するに当たっての算定基準及び手続きを規定し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱に基づき認証保育所が実施する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は運営費、開設準備経費、修繕費及び保育サービス等の向上のための改修経費とし、内訳については別表「北区認証保育所運営費等補助経費」に定める。

(補助交付額)

第4条 この補助金の交付額は、次に算出された額を予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 運営費については、別表「北区認証保育所運営費等補助経費」の「1 運営費」に定める基準額
- (2) 開設準備経費については、別表「北区認証保育所運営費等補助経費」の「2 開設準備経費」に定める基準額と、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (3) 修繕費については、別表「北区認証保育所運営費等補助経費」の「3 修繕費」に定める基準額と、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (4) 保育サービス等の向上のための改修経費については、別表「北区認証保育所運営費等補助経費」の「4 保育サービス等の向上のための改修経費」に定める基準額と、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付条件等)

第5条 この補助金は別記「補助条件」の条件を付して交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を北区長（以下「区長」という。）に提出して行うものとする。

- (1) 運営費 次に掲げる書類
 - ア 北区認証保育所運営費補助金交付申請書（別記第1号様式の1）
 - イ 北区認証保育所毎月初日現在在籍児童名簿（別記第1号様式の2）
 - ウ 北区認証保育所職員名簿（別記第1号様式の3）
 - エ その他会計上必要な書類（別記第1号様式の4、5等）
 - (2) 開設準備経費 次に掲げる書類
 - ア 北区認証保育所開設準備経費補助金交付申請書（別記第2号様式の1）
 - イ 北区認証保育所開設準備経費補助金交付申請内訳書（別記第2号様式の2）
 - ウ 開設準備に関わる図面及び開設準備経費の請求書
 - エ その他会計上必要な書類
 - (3) 修繕費 次に掲げる書類
 - ア 北区認証保育所修繕費補助金交付申請書（別記第3号様式）
 - イ 修繕に関わる図面、写真及び修繕費の請求書
 - ウ その他会計上必要な書類
 - (4) 保育サービス等の向上のための改修経費
 - ア 北区認証保育所保育サービス等の向上のための改修経費補助金交付申請書（別記第3号様式の2）
 - イ 改修に関わる図面、写真及び改修経費の請求書
 - ウ その他会計上必要な書類
- 2 前項第1号の運営費に関する交付申請は、毎月初日の在籍児童について区長に提出して行うものとする。
 - 3 第1項第2号の開設準備経費の交付申請は、補助の承認を受けたものについて認証決定の日以降60日以内、又は同一年度の3月末日のいずれか早い日までに区長に提出して行うものとする。
 - 4 第1項第3号の修繕費の交付申請は、別に定める日までに区長に提出して行うものとする。
 - 5 第1項第4号の保育サービス等の向上のための改修経費の交付申請は、別に定める日までに区長に提出して行うものとする。

（補助対象児童）

第7条 この補助金の交付の対象となる児童は、認証保育所に入所している者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 小学校就学始期に達していないこと。
 - (2) 月120時間以上保育を必要とすること。
 - (3) 保護者又は児童を監護する者及び当該児童が原則として北区に居住していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、毎月の保育を必要としている補助事業の対象児童が、傷病等により一時的に通園することができないため保育を停止する場合は、補助対象とすることができる。
 - 3 前項の保育停止期間は、原則として2箇月以内とする。

（保育の契約）

第8条 認証保育所は、補助対象となる児童の保育について、保護者又は現に児童を監護するものと次の内容を含んだ委受託に関する契約を締結するものとする。

- (1) 入所する児童の生年月日及び入所する日の属する年度の初日の前日の年齢
- (2) 保護者又は現に児童を監護するものの氏名、続柄及び住所
- (3) 保育を必要とする理由、保育時間及び保育の期間

(4) 児童の保育料

(状況報告)

第9条 設置者は、補助金交付申請の補足資料として、認証保育所で行う事業の毎月の実施状況と児童数を区長に報告しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第10条 区長は、第6条に基づく補助金の交付申請があったときは、関係書類を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の額を確定し、運営費については「認証保育所運営費補助金交付決定通知書」(別記第4号様式)、開設準備経費については「認証保育所開設準備経費補助金交付決定通知書」(別記第5号様式)、修繕費については「認証保育所修繕費補助金交付決定通知書」(別記第6号様式)、保育サービス等の向上のための改修経費については「認証保育所保育サービス等の向上のための改修経費補助金交付決定通知書」(別記第6号様式の2)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条により「認証保育所運営費補助金交付決定通知書」(別記第4号様式)を受けた設置者は、「北区認証保育所運営費補助金請求書」(別記第7号様式)を区長に提出する。

2 前条により「認証保育所開設準備経費補助金交付決定通知書」(別記第5号様式)を受けた設置者は、「北区認証保育所開設準備経費補助金請求書」(別記第8号様式)を区長に提出する。

3 前条により「認証保育所修繕費補助金交付決定通知書」(別記第6号様式)を受けた設置者は、「北区認証保育所修繕費補助金請求書」(別記第9号様式)を区長に提出する。

4 前条により「認証保育所保育サービス等の向上のための改修経費補助金交付決定通知書」(別記第6号様式の2)を受けた設置者は、「北区認証保育所保育サービス等の向上のための改修経費補助金請求書」(別記第9号様式の2)を区長に提出する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 区長は、補助金の交付を受けた設置者が次の各号の1に該当すると認めるときは、第10条の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付の申請に誤りのあったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (4) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (5) 認証の廃止・休止又は取消しとなったとき。
- (6) その他、区長が補助金の返還を必要と認めるとき。

2 前項の条件は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(事業実績報告)

第13条 運営費補助金の交付を受けた設置者は、当該会計年度終了の日から1箇月以内に、区長に対し「北区認証保育所運営費補助金実績報告書」(別記第10号様式)を提出しなければならない。

2 開設準備経費補助金の交付を受けた設置者は、補助事業終了後10日以内に、区長に対し「北区

認証保育所開設準備経費実績報告書」(別記第11号様式)を提出しなければならない。

- 3 修繕費補助金の交付を受けた設置者は、当該会計年度終了の日から1箇月以内に、区長に対し「北区認証保育所修繕費補助金実績報告書」(別記第12号様式)を提出しなければならない。
- 4 保育サービス等の向上のための改修経費補助金の交付を受けた設置者は、当該会計年度終了の日から1箇月以内に、区長に対し「北区認証保育所保育サービス等の向上のための改修経費補助金実績報告書」(別記第13号様式)を提出しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前に、北区認証保育所運営費等補助要綱(28北教子保第1003号)に基づき教育委員会が行った補助金の交付決定その他の行為は、区長が行った補助金の交付決定その他の行為とみなす。

付 則(平成29年12月14日29北教子保第2409号)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則(平成30年12月13日30北教子保第2468号)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則(令和元年5月9日31北教子保第1233号)

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

付 則(令和元年11月26日31北教子保第2455号)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則(令和2年6月10日2北教子保第1408号)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則(令和2年8月17日2北教子保第1746号)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則(令和2年12月9日2北教子保第2462号)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則(令和4年1月6日3北教子保第2788号)

この要綱は、令和4年1月6日から施行する。

付 則(令和4年3月1日3北教子保第2920号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和5年1月26日4北教子保第2933号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行し、改正後の北区認証保育所運営費等補助要綱(以下「改正後の要綱」という。)別表1(7)の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年3月31日までの間、改正後の要綱別表1(6)②アの規定の適用については、同表1(6)②ア中「有するとともに、「東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」(平成30年2月15日付29福保子保第4351号)に定める研修(以下「キャリアアップ研修」という。)のうち専門分野別研修から4以上の研修分野(第3職層の職員であってライン職相当の職員にあっては、専門分野別研修のうち3以上の研修分野及びマネジメント研修を、それ以外の職員にあっては、専門分野別研修のうち4以上の研修分野)を修了していること」とあるのは、「有すること」と読み替え、同表1(6)②イの規定中「担当するとともに、キャリアアップ研修のうち専門分野別研修から職務分野

別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野を修了」とあるのは、「担当」と読み替えるものとする。

- 3 令和6年3月31日までの間、改正後の要綱別表1(6)②アの規定の適用については、同表1(6)②ア中「から4以上の研修分野(第3職層の職員であってライン職相当の職員にあつては、専門分野別研修のうち3以上の研修分野及びマネジメント研修を、それ以外の職員にあつては、専門分野別研修のうち4以上の研修分野)」とあるのは、「及びマネジメント研修から1以上の研修分野」と読み替え、同表1(6)②イの規定中「担当するとともに、キャリアアップ研修のうち専門分野別研修から職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野を修了」とあるのは、「担当」と読み替えるものとする。

付 則 (令和5年9月28日5北教子保第2219号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則 (令和6年1月5日5北教子保第2789号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の要綱別記第1号様式、第7号様式、第8号様式及び第9号様式の規定は、令和6年1月31日から施行する。

付 則 (令和6年10月2日6北子保第2188号)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則 (令和6年12月17日6北子保第2658号)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則 (令和7年3月11日6北子保第3264号)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則 (令和8年1月6日7北子保第2870号)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則 (令和8年3月6日7北子保第3358号)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別記（第5条関係）

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

区長は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 財産処分の制限

(1) 設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び従物並びに価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 設置者は、賃借している建物について、補助金を交付した場合において、補助対象者が補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき区長の承認を受けるものとする。

4 財産処分の承認

設置者は、3に定める財産処分をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

5 財産処分等に伴う収入の納付

区長の承認を受けて3に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

6 財産の管理義務

設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

7 補助事業の完了時期

補助事業は、当該年度内に完了しなければならない。

8 事故報告等

設置者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業そのものの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

ならない。

9 状況報告

区長は、補助事業の円滑適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し設置者に対し報告を求めることができる。

10 補助事業の遂行命令

区長は、8及び9による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、設置者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

この命令に違反したときは、区長は、設置者に対し補助事業の一時停止を命じることができる。

11 是正のための措置

区長は、現地調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、設置者に対し、補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じることがある。

12 決定の取消し

(1) 次の各号のいずれかに該当したときは、区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の目的に使用したとき。

ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(2) (1) の条件は、補助金を交付した後においても適用する。

13 補助金の返還

区長は、1又は12により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて設置者に対しその返還を命ずるものとする。

14 違約加算金

設置者は、12により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

15 延滞金

設置者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

16 他の補助金等の一時停止等

設置者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

17 書類の整備保管

設置者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

別表（第3条、第4条関係）

北区認証保育所運営費等補助経費

項目	基準額					
1 運 営 費	(1) 毎月初日の在籍児童数に以下の額を乗じて得た金額とする。また取扱通知に定める処遇改善等加算にて賃金改善を実施しない場合は、当該額に対応する「賃金改善相当額」欄に掲げる額を差し引いて得た額を適用する。本規定は本別表中「賃金改善相当額」の規定がある場合について準用する。 (単位：円)					
		年齢 定員	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上
		40人まで	208,430 (賃金改善相当額 20,060)	149,220 (賃金改善相当額 14,260)	103,420 (賃金改善相当額 10,230)	97,560 (賃金改善相当額 9,680)
		41～45人	171,190 (賃金改善相当額 16,380)	111,980 (賃金改善相当額 10,580)	66,180 (賃金改善相当額 6,550)	60,330 (賃金改善相当額 6,010)
		46～50人	165,850 (賃金改善相当額 15,820)	106,640 (賃金改善相当額 10,030)	60,850 (賃金改善相当額 6,010)	54,990 (賃金改善相当額 5,460)
		51～55人	162,040 (賃金改善相当額 15,470)	102,830 (賃金改善相当額 9,670)	56,910 (賃金改善相当額 5,580)	51,060 (賃金改善相当額 5,040)
		56～60人	158,850 (賃金改善相当額 15,120)	99,640 (賃金改善相当額 9,320)	53,850 (賃金改善相当額 5,300)	47,990 (賃金改善相当額 4,750)
		61～70人	153,910 (賃金改善相当額 14,620)	94,700 (賃金改善相当額 8,830)	48,790 (賃金改善相当額 4,750)	42,930 (賃金改善相当額 4,200)
		71～80人	150,150 (賃金改善相当額 14,200)	90,940 (賃金改善相当額 8,410)	45,150 (賃金改善相当額 4,390)	39,290 (賃金改善相当額 3,840)
		81～90人	147,280 (賃金改善相当額 13,930)	88,070 (賃金改善相当額 8,130)	42,270 (賃金改善相当額 4,100)	36,410 (賃金改善相当額 3,550)
		91～100人	142,140 (賃金改善相当額 13,400)	82,930 (賃金改善相当額 7,600)	37,140 (賃金改善相当額 3,580)	31,280 (賃金改善相当額 3,030)
		101～110人	140,560 (賃金改善相当額 13,250)	81,350 (賃金改善相当額 7,460)	35,560 (賃金改善相当額 3,440)	29,700 (賃金改善相当額 2,890)
		111～120人	139,180 (賃金改善相当額 13,110)	79,970 (賃金改善相当額 7,310)	34,180 (賃金改善相当額 3,290)	28,320 (賃金改善相当額 2,740)

項目	基準額
1 運 営 費	<p>(2) 冷暖房費加算 毎月初日の在籍児童数に冷暖房費として110円を乗じて得た金額とする。</p> <p>(3) 3歳児配置改善加算・4歳以上児配置改善加算・1歳児配置改善加算 当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、3歳児に係る保育従事職員を3歳児15人につき1人により実施する場合に、当該月の初日の在籍3歳児児童数に、5,850円（賃金改善相当額540円）を乗じて得た金額とする。 当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施する場合（チーム保育推進加算を算定している場合は除く。）、当該月の初日の在籍4歳以上児児童数に、2,300円（賃金改善相当額210円）を乗じて得た金額とする。 当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、1歳児に係る保育従事職員を1歳児5人につき1人により実施する場合、当該月の初日の在籍1歳児児童数に、11,780円（賃金改善相当額1,100円）を乗じて得た金額とする。 この場合において、当該加算の取扱いについては、取扱通知に定めるところによるものとする。 この場合において、各加算について、配置改善した日が月の途中の場合は、翌月から加算の対象とする。要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から加算の対象外とする。要件に適合しなくなった日が月の初日の場合には、その月から加算の対象外とする。</p> <p>(4) 減価償却費加算 次に掲げる要件すべてに該当する場合に、当該月の初日の在籍児童数に以下の額を乗じて得た金額とする。 ①認証保育所の用に供する建物が自己所有であること。ただし、施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。 ②建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること。 ③建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の補助を受けていないこと。ただし、施設整備費等の補助を受けて建設した建物について、整備後一定年数を経過した後に、次に掲げる要件全てに該当する改修等を行った場合には、当該補助を受けていないものとみなす。 ア 老朽化等を理由として改修等が必要であったと当該認証保育所が所在する区市町村長が認めていること。 イ 当該改修等に当たって補助を受けていないこと。 ウ 一施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。 ④賃借料加算の対象となっていないこと。</p>

項目	基準額				
	(単位：円)				
1 運 営 費	年齢 定員	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上
	40人まで	4,900			
	41～45人	2,650			
	46～50人	2,700			
	51～55人	2,450			
	56～60人	2,250			
	61～70人	1,950			
	71～80人	2,200			
	81～90人	1,950			
	91～100人	1,750			
	101～110人	1,900			
	111～120人	1,750			

(5) 賃借料加算

次に掲げる要件すべてに該当する場合に、当該月の初日の在籍児童数に以下の額を乗じて得た金額とする。

- ① 認証保育所の用に供する建物が賃貸物件であること。ただし、施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。
- ② 上記①の賃貸物件に対する賃借料が発生すること。
- ③ 東京都の認証保育所運営費等に関する補助要綱に規定する開設準備経費の対象月でないこと。
- ④ 減価償却費加算の対象となっていないこと。

項目	基準額								
1 運 営 費	(単位：円)								
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">年齢</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">定員</td> <td></td> </tr> </table>	年齢		定員		0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上
	年齢								
	定員								
	40人まで	8,800							
	41～45人	5,150							
	46～50人	4,900							
	51～55人	4,450							
	56～60人	4,050							
	61～70人	3,550							
	71～80人	3,950							
	81～90人	3,550							
91～100人	3,100								
101～110人	3,400								
111～120人	3,100								
<p>(6) 技能・経験に着目した加算</p> <p>以下の職層区分に応じた職員1人当たり単価に、職層区分に応じた加算額の算定に用いる職員数を乗じて得た金額を賃金改善実施月に加算する。</p> <p>この場合において、当該加算の取扱いについては、「北区認証保育所運営費等補助に係る「技能・経験に着目した加算」等の取扱いについて（通知）」（令和6年10月8日6北子保第2288号。以下「取扱通知」という。）に定めるところによるものとする。</p>									

項目	基準額		
1 運 営 費	(単位：円)		
	職層区分 (注1)	職員1人当たり 単価(注2)	加算額の算定に用いる 職員数(注3)
	第3職層 (専門リーダー等)	24,530	人数A
	第4職層 (職務分野別リーダー等)	3,070	人数B
<p>(注1) 職層区分は、4職層以上からなり、第1職層の職員は施設長、第2職層の職員は施設長以外の管理職、第3職層の職員は施設長等の管理職を支えるライン職又は高い専門性をもつスタッフ職(専門リーダー等)、第4職層の職員は少なくとも1つの分野に専門性をもつ職員(職務分野別リーダー等)と定義する。</p>			
<p>(注2) 当該単価には、法定福利費等の事業主負担額を含む。</p>			
<p>(注3) 人数A及び人数Bは、以下の年齢別配置基準による職員数の合計に、定員40人以下の場合は4.2、定員41人～90人の場合は5.2、定員91人～120人の場合は5.0を加えた人数(1人未満の端数がある場合には四捨五入する。)を基礎とし、人数Aについては1/3、人数Bについては1/5を乗じて得た人数とする。</p>			
<p>【年齢別配置基準による職員数】</p>			
<p>年齢別配置基準による職員数は、下記のとおりとする。なお、1人未満の端数がある場合には四捨五入する。ただし、四捨五入した結果が「零」となる場合は「1」とする。</p>			
<p>ア {4歳以上児数×1/30(小数点以下第2位以下切り捨て)} + {3歳児数×1/20(同)} + {1、2歳児数×1/6(同)} + {0歳児数×1/3(同)} (小数点以下第1位以下四捨五入)</p>			
<p>イ 3歳児配置改善加算を受けている場合 {3歳児数×1/20(同)}を{3歳児数×1/15(同)}に置き換えて算出し、加算の適用状況は、加算当年度の4月時点の状況により判断する。</p>			
<p>ウ 4歳以上児配置改善加算を受けている場合 {4歳以上児数×1/30(同)}を{4歳以上児数×1/25(同)}に置き換えて算出し、加算の適用状況は、加算当年度の4月時点の状況により判断する。</p>			
<p>エ 1歳児配置改善加算を受けている場合 {1、2歳児数×1/6(同)}を{2歳児数×1/6(同)} + {1歳児数×1/5(同)}に置き換えて算出し、加算の適用状況は、加算当年度の4月時点の状況により判断する。</p>			
<p>※年齢別児童数は、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月初日の年齢別の利用児童の見込数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数(以下「見込平均年齢別児童数」という。)とする。ただし、見込平均年齢別児童数が実態と大きく乖離する可能性があるとき区長が認めた場合その他異なる算出方法で年齢別児童数の算出をすることが適当であると区長が認めた場合は、この限りでない。</p>			

項目	基準額		
1 運 営 費	<p>(7) チーム保育推進加算 当月初日の在籍児童に以下の定員区分に応じた金額を加算する。 この場合において、当該加算の取扱いについては、取扱通知に定めるところによるものとする。</p> <p>(単位：円)</p>		
	定員規模	加算額	
	40人まで	17,700 (賃金改善相当額1,710)	
	41～45人	7,820 (賃金改善相当額740)	
	46～50人	7,060 (賃金改善相当額670)	
	51～55人	6,410 (賃金改善相当額610)	
	56～60人	5,870 (賃金改善相当額560)	
	61～70人	5,050 (賃金改善相当額480)	
	71～80人	4,420 (賃金改善相当額420)	
	81～90人	3,910 (賃金改善相当額370)	
	91～100人	3,480 (賃金改善相当額320)	
	101～110人	3,210 (賃金改善相当額310)	
	111～120人	2,890 (賃金改善相当額260)	
	<p>(8) 療育支援加算 以下の区分に応じた単価に実施月数を乗じて得た額を加算する。 ただし、当年度に北区認証保育所障害児受入促進事業補助要綱（令和6年8月16日付6北子保第1939号）に定める事業を実施した場合は、以下の区分に応じた単価に2を乗じた額に実施月数を乗じて得た額を加算する。 この場合において、当該加算の取扱いについては、取扱通知に定めるところによるものとする。</p> <p>(単位：円)</p>		
A	単価 35,380 (賃金改善相当額6,240円)	実施月数 月数	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
B	単価 23,870 (賃金改善相当額4,490円)		

項目	基準額											
1 運 営 費	<p>(9) 高齢者等活躍促進加算 以下の区分に応じた単価を3月分運営費に加算する。 この場合において、当該加算の取扱いについては、取扱通知に定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="240 432 1337 689"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> <th rowspan="4">高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400時間以上 800時間未満</td> <td>238,000</td> </tr> <tr> <td>800時間以上 1200時間未満</td> <td>396,500</td> </tr> <tr> <td>1200時間以上</td> <td>555,500</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単価	高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分	400時間以上 800時間未満	238,000	800時間以上 1200時間未満	396,500	1200時間以上	555,500	
	区分	単価	高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分									
	400時間以上 800時間未満	238,000										
	800時間以上 1200時間未満	396,500										
	1200時間以上	555,500										
	<p>(10) 施設機能強化推進費加算 以下の単価を3月分運営費に加算する。 この場合において、当該加算の取扱いについては、取扱通知に定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="240 913 627 1003"> <thead> <tr> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80,000</td> </tr> </tbody> </table>		単価	80,000								
	単価											
	80,000											
	<p>(11) 栄養管理加算 以下の区分に応じた単価に実施月数を乗じて得た額を加算する。 この場合において、当該加算の取扱いについては、取扱通知に定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="240 1238 1425 1552"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価</th> <th rowspan="3">A：Bを除き栄養士又は管理栄養士（以下「栄養士等」という。）を雇用契約等により配置している施設 B：(1)及び他の加算の算定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>54,120 (賃金改善相当額 9,400円)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>29,750 (賃金改善相当額 1,750円)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			単価	A：Bを除き栄養士又は管理栄養士（以下「栄養士等」という。）を雇用契約等により配置している施設 B：(1)及び他の加算の算定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設	A	54,120 (賃金改善相当額 9,400円)	B	29,750 (賃金改善相当額 1,750円)	C	5,000	
		単価	A：Bを除き栄養士又は管理栄養士（以下「栄養士等」という。）を雇用契約等により配置している施設 B：(1)及び他の加算の算定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設									
A	54,120 (賃金改善相当額 9,400円)											
B	29,750 (賃金改善相当額 1,750円)											
C	5,000											

項目	基準額		
2 開 設 準 備 経 費	<p>保育サービス基盤の拡充に資するため、区長が必要と認める認証保育所A型の開設に必要な、躯体工事を含む施設整備費で、補助対象経費ごとに、次の①又は②の金額を比較していずれか少ない金額を選定し、その選定した金額とする。</p> <p>①補助対象経費に係る設置者の実支出額の2分の1の額 ②下表のうち該当する経費の合計額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>		
	本体工事	定員20名	65,500
		定員21～30名	68,600
		定員31～40名	79,800
		定員41～70名	91,000
		定員71～100名	118,200
		定員101～120名	142,200
	特殊附帯工事		8,950
	設計料加算		本体工事費に係る交付基準額（開設準備加算、土地借料加算を除く）の5%（千円未満切り捨て）
	開設準備加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に定員数を乗じて加算	
		定員20名	30
		定員21～30名	22
		定員31～40名	18
		定員41～70名	16
定員71～100名		12	
定員101～120名	10		
土地借料加算		13,100	
地域の余裕スペース活用促進加算		2,160	
3 修 繕 費	<p>認証保育所開設後10年が経過したことによる建物・設備の老朽化に対応するため、区長が必要と認める施設・設備の修繕に要する経費で、施設ごとに次の①と②の金額を比較していずれか少ない金額を選定し、その選定した金額とする。</p> <p>なお、修繕費の取扱いについては、「東京都認証保育所運営費等補助に係る「修繕費」の取扱いについて（通知）」（令和4年6月8日4福保子保第1066号）に定めるところによるものとする。</p> <p>①補助対象経費に係る設置者の実支出額の2分の1の額 ②500千円</p>		

項目	基準額								
4 保育サービス等の向上のための改修経費	<p>次に掲げる保育環境改善等事業を実施するために必要な備品購入経費で、次の①から②までの金額を比較していずれか少ない金額を選定し、その選定した金額とする。</p> <p>この場合において、保育サービス等の向上のための改修経費の取扱いについては、「北区認証保育所運営費等補助に係る「保育サービス等の向上のための改修経費」の取扱いについて（通知）」（令和6年12月11日6北子保第2661号）に定めるところによるものとする。</p> <p>①補助対象経費に係る設置者の実支出額の2分の1の額 ②補助基準額 下表のうち該当する額</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="264 689 935 965"> <tbody> <tr> <td>障害児受入促進事業</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">514,000</td> </tr> <tr> <td>熱中症対策事業</td> </tr> <tr> <td>病児保育事業推進事業</td> </tr> <tr> <td>感染症対策事業</td> </tr> <tr> <td>保育環境向上等事業</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">250,000</td> </tr> <tr> <td>安全対策事業</td> </tr> </tbody> </table>	障害児受入促進事業	514,000	熱中症対策事業	病児保育事業推進事業	感染症対策事業	保育環境向上等事業	250,000	安全対策事業
	障害児受入促進事業	514,000							
熱中症対策事業									
病児保育事業推進事業									
感染症対策事業									
保育環境向上等事業	250,000								
安全対策事業									